

一般社団法人日本東洋医学会 倫理綱領

日本東洋医学会は、日本の伝統医学である漢方医学の研究、発展、普及並びに人々の健康と福祉に対する貢献を目的として、以下の倫理綱領を定める。

第一条 自己研鑽と社会的責任

会員は、漢方医学において指導的な立場にある者として、生涯を通じて自己研鑽に励み、人々に対する篤い畏敬の念を保持し、あらゆる努力を傾注して人々の健康と社会への貢献を目指す。

第二条 社会規範の遵守

会員は、相互の信頼と尊重を旨とし、良識ある態度を堅持し、関係法令並びに社会規範を遵守する。

第三条 人権の尊重と説明責任（アカウントビリティ）

会員は、漢方医学を享受する人びとの人権を尊重し、その内容について依頼者が納得できるよう平易に説明し、信頼を受けるように努力する。

第四条 守秘義務

会員は、その立場で知りうるすべての情報を厳重に管理し、みだりに漏洩したり、本来の目的以外に使用してはならない。

第五条 研究活動及び成果の公表

会員は、研究活動を行う場合にはヘルシンキ宣言及び動物実験に関する倫理規定を遵守し、その研究成果を公表するに際しては個人情報保護に配慮し、虚偽と誇張のないよう努める。

2007年6月15日 第58回通常総会 制定

2019年12月8日 理事会 一部改訂